

コンプライアンス

法令・社会規範を守ることは、社会から信頼される企業としての基本です。
荒川化学グループはそのような考えのもとで、企業倫理の周知徹底を図っています。

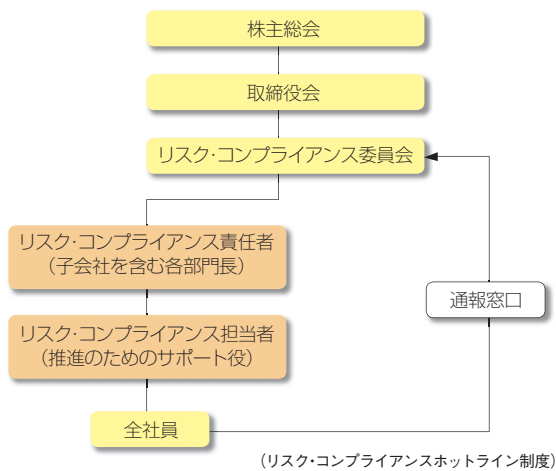
■コンプライアンス体制

荒川化学グループでは、社会の倫理とルールを守ること（コンプライアンス）が、企業として事業を行っていく上で必要な条件であるという考えのもと、コンプライアンス体制の強化にも積極的に取り組んでいます。

コンプライアンス体制を整備するために、2005年7月1日に、取締役会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役会の委嘱により活動を行っています。「コンプライアンス綱領」を社長名で発表して「コンプライアンス倫理綱領『迷ったら』」および「コンプライアンス行動マニュアル」を制定、「コンプライアンスホットライン」を開設しました。

2008年4月1日には、さらにリスクを深く掘り下げ、管理を強化するため、リスク・コンプライアンス委員会規定を策定しました。コンプライアンス委員会を発展的に解消し、リスク管理機能を大幅に強化したリスク・コンプライアンス委員会を新たに設置しました。

■コンプライアンス体制図



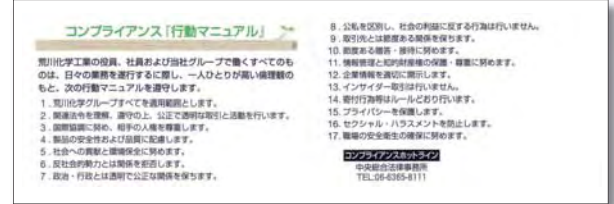
■リスク・コンプライアンスホットライン制度

上司の不正や組織構造上の問題で個別には解決できないリスクやコンプライアンスに関わる問題が発生し、通常ルートでは解決が難しい場合の非常手段として、リスク・コンプライアンスホットラインを開設しています。通報窓口は社内4カ所および社外の法律事務所に設けています。通報者は、通報したことにより不利にならないよう保護されます。

■コンプライアンス体制の維持・推進

荒川化学グループでは全従業員にコンプライアンス意識を浸透させるため、下記を推進しています。

1. 全従業員が、会社基本方針の浸透のため常に携帯しているカードに、「環境保安基本方針」「コンプライアンス倫理綱領『迷ったら』」「コンプライアンス行動マニュアル」「コンプライアンスホットライン」社外通報窓口を記載し、より一層の浸透を図っています。



携帯カード

2. 年に2回、リスク・コンプライアンス担当者が自部門の状況を「リスク・コンプライアンス体制定期チェックリスト」に従ってチェックし、その結果をリスク・コンプライアンス責任者に報告しています。部門内で問題があれば対応し、その結果を報告書にしてリスク・コンプライアンス委員会に提出します。
3. リスク・コンプライアンス委員会は、社内広報誌に2006年5月号から「コンプライアンスコーナー」を設け、コンプライアンスに関する解説を、具体例を示して掲載を続けています。こうした活動は、コンプライアンスを身近なものとして捉える事に役立っています。